

訪問看護業務の手引 令和6年6月版 訂正その3

令和7年3月 社会保険研究所

本書につき、以下(1)~(5)の誤りがありましたので、お詫びのうえ訂正いたします。

(1) 82 頁 【介護予防訪問看護における減算規定】

場所	訂正前	訂正後
下から 1行目	〔略〕 1回につき5単位を所定単位数から減算します（令和3年4月より）。 （この後に一文を追加）	〔略〕 1回につき5単位を所定単位数から減算します（令和3年4月より）。 次頁の（理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合等の減算）が算定されている場合は、15単位を減算します（令和6年6月より）。

(2) 114 頁 【複数名訪問看護加算】

場所	訂正前	訂正後
表の 左段 1段目	加算の対象者（基準告示第2の4(1)）	加算の対象者（基準告示第2の5(1)）

(3) 133 頁 【特別管理加算における特別な管理を必要とする利用者】

場所	訂正前	訂正後
上から 12行目	訪問看護ステーションが、特別な管理を必要とする利用者（基準告示第2の5に規定する利用者→巻末8）から〔以下略〕	訪問看護ステーションが、特別な管理を必要とする利用者（基準告示第2の6に規定する利用者→巻末8）から〔同〕
下から 3行目	また、この加算を算定する利用者のうち、基準告示第2の5に該当する利用者（→巻末8＝特別管理加算の対象となる利用者）については、〔以下略〕	また、この加算を算定する利用者のうち、基準告示第2の6に該当する利用者（→巻末8＝特別管理加算の対象となる利用者）については、〔同〕

(4) 135 頁 【退院支援指導加算】

場所	訂正前	訂正後
上から 3行目	退院支援指導加算は、退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって、基準告示第2の7（→巻末9）に該当する利用者に対して、〔以下略〕	退院支援指導加算は、退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって、基準告示第2の8（→巻末9）に該当する利用者に対して、〔同〕

(5) 425 頁 【専門管理加算について】

場所	訂正前	訂正後
左段 上から 12行目	f 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量 (g を追加)	f 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量 g 脱水症状に対する輸液による補正



社会保険研究所

本書の追補・訂正等は小社
Webサイトに掲載します。

